

昭和50年4月発行



村章



(恩納村人口)
昭和50年3月末

人口	8,313(+17)
男	4,220(+15)
女	4,093(+2)
世帯数	1,919(+5)

()内は前月比



昭和50年第6回定例会

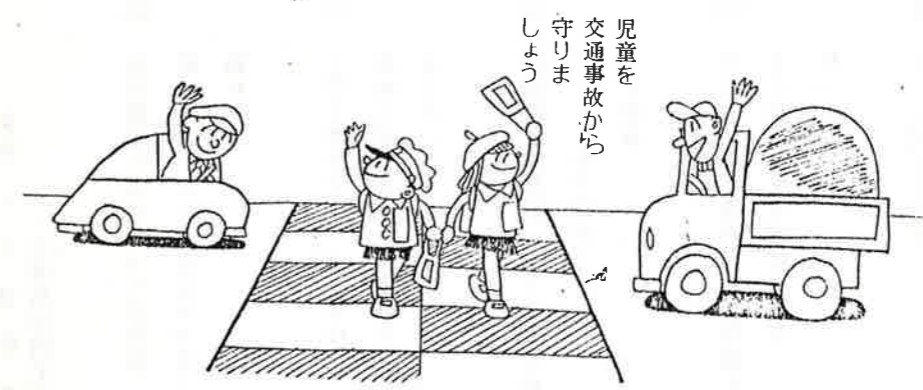
恩納村役場電話番号

村長室	098964-8345	経済課	} 098964-8111
総務課	〃 8342	建設課	
企画課	〃 8340	教育委員会	〃 8126
住民課	〃 8101	救急	〃 8228
税務課	〃 8341	保育所	〃 8322
出納室	〃 8343	給食センター	〃 8188

恩納村役場
恩納村字恩納2451番地
企画課編集発行
印刷・巴印刷所



はやる心が事故をよく
その時あなたは
どちらを選ぶ



入学・入園シーズン



火災
救急は
8228番へ





定例会



定例会

【議会定例会】



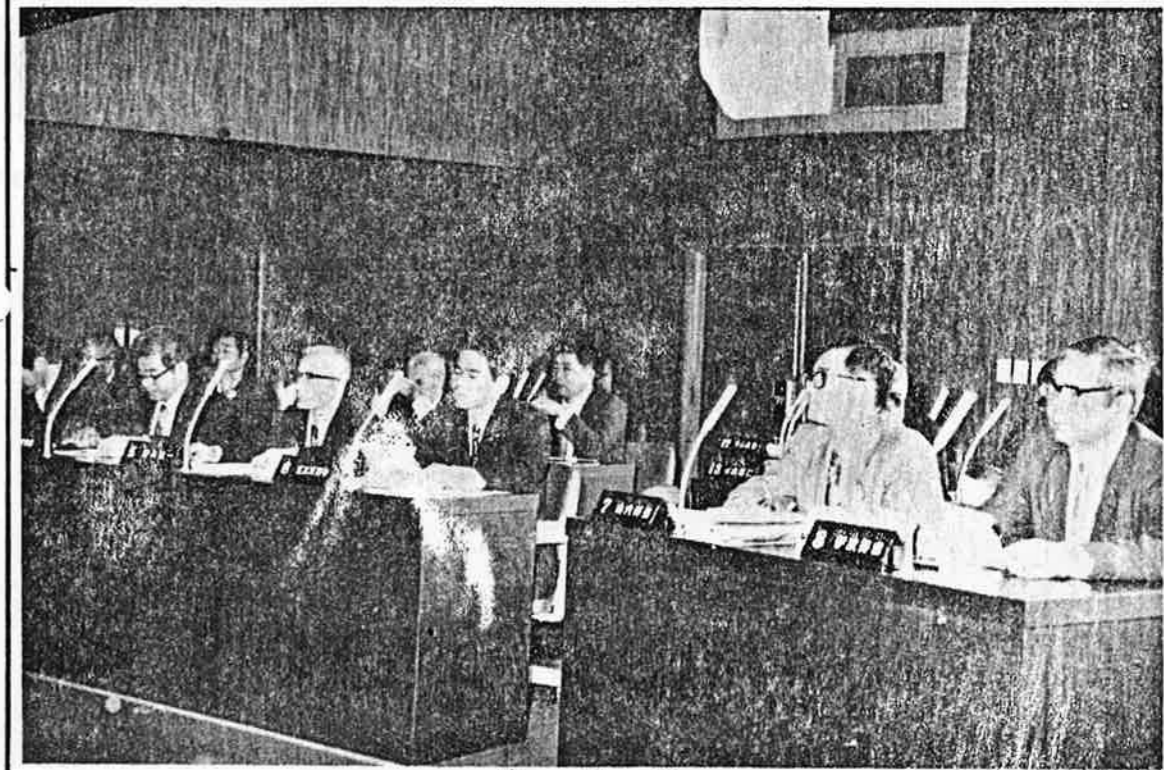
村長 所信表明あいさつ



定例会



定例会



定例会

五十年大型予算可決

一般会計・特別会計予算合わせて 十七億二千八百四十五万三千元

恩納村議会昭和五〇年第六回定例会を三月一〇日に招集し、日程の一日は、村長の昭和五〇年度における村政の基本的な考え方とそれに伴う重要施策についての所信表明があつて、それに日程の一九日、二〇日は一般質問通告件数五〇件に及ぶ一般質問で活発な論議が交わされた。

一般会計予算に特別会計予算は会期最終日の二九日に原案どうり可決して第六回定例会の幕を閉じた。

恩納村議会（議長・当山正次郎）では二〇日間の会期中に村執行部提出案件三〇件に議員発議案件二件の合計三二件をそれぞれ原案どうり可決したほか四件の要請決議事項が全会一致で採択されて、それに議員提出による昭和五〇年度一般会計予算に対する意見書の提出があつた。

▲提出議案に議決された議案

第八八号議案、昭和四九年度国民健康保険特別会計補正予算について（第2号）一五日可決。

第八九号議案、中頭地方視聴覚協議会規約の一部を改正する規約について、一五日可決。
第八七号議案、固定資産評価審査委員会委員の選任について、一三日可決。

第八五号議案、教育委員会委員の任命について、一三日可決。
第八六号議案、村有地の賃貸借について、二八日可決。
報告第一号、専決処分の承認を求めることについて、

議案第五九号、沖縄県町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について、二三日可決。
議案第六〇号、沖縄県市町村自治会館管理組合規約の一部変更について、一三日可決。

第五八号議案、昭和四九年度の一般会計補正予算（第4号）一五日可決。
第八四号議案、恩納村営土地改良事業について、二八日可決。

議案第七四号（議員発議）恩納村議会々議規則の一部を改正する規則、一二日可決。

議案第七五号（議員発議）恩納村議会傍聴規則の全部を改正する規則、一二日可決。
第七一号議案、昭和五〇年度恩納村一般会計予算、二九日可決。

第七二号議案、昭和五〇年度恩納村上水道事業特別会計予算、二九日可決。
第七三号議案、昭和五〇年度恩納村国民健康保険特別会計予算、二九日可決。
第七七号議案、恩納村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、二七日可決。

第七八号議案、恩納村消防団員の定数、任免、服務に関する条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
第七九号議案、恩納村消防団の設置等に関する条例の制定について、二七日可決。
第八〇号議案、恩納村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、二七日可決。

第八一号議案、恩納村災害援助基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、二八日可決。

第八二号議案、恩納村災害援助金の支給に関する条例の制定について、二八日可決。
第八三号議案、恩納村職員定数条例の一部を改正する条例について、二八日可決。
第七六号議案、恩納村財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、

第71号議案

昭和50年度恩納村一般会計予算

昭和50年度恩納村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,436,435千円とする。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000千円とする。

(歳入歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

昭和50年3月 日提出

恩納村長 大城保晴

歳入

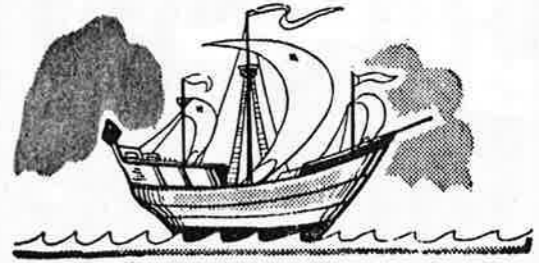
昭和50年度恩納村歳入歳出予算

款	項	金額
1. 村 税		82,954千円
	1. 村 民 税	22,049
	2. 固 定 資 産 税	23,014
	3. 軽 自 動 車 税	666
	4. 村 た ば こ 消 費 税	13,505
	5. 電 気 ガ ス 税	2,310
	6. 特 別 土 地 保 有 税	20,209
	7. 入 湯 税	1,198
2. 地 方 譲 与 税	8. 旧 法 に よ る 税	3
		1,714
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,710
	2. 特 別 と ん 譲 与 税	1
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4. 石 油 ガ ス 譲 与 税	1

▲要請決議事項

二七日可決。
 第七〇号議案、恩納村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
 第六九号議案、恩納村立学校給食センター設置条例の全部を改正する条例について、二七日可決。
 第六八号議案、恩納村文化財保護条例の制定について、二七日可決。
 第六七号議案、恩納村上水道事業特別会計設置条例の制定について、二七日可決。
 第六六号議案、恩納村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
 第六五号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
 第六四号議案、恩納村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
 第六三号議案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
 第六二号議案、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、二七日可決。
 第六一号議案、恩納村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、二七日可決。

- ① 郵便料金値上げ反対決議、二九日決議。
 - ② 北部心身障害児福祉施設誘致に関する要請決議、二九日決議。
 - ③ 在沖米海兵隊による実弾射撃演習の即時中止要請決議、二八日決議。
 - ④ 国際海洋総合大学誘致に関する要請決議、二〇日決議。
- ①、決議の状況、原案可決三二件。修正可決〇件。否決〇件。審議未了〇件。報告一件。
 〇 一般会計予算並びに特別会計予算額。
 〇 一般会計予算、十四億三千六百四十三万五千元。
 〇 上水道事業特別会計予算、二億百二十五万五千元。
 〇 国民健康保険特別会計予算、九千七百六十三千円。



款	項	金額
14. 財産収入	1. 財産収入	254,435千円
	2. 財産売却収入	89,652
15. 寄附金	1. 寄附金	20,155
	1. 繰入金	11,427
16. 繰入金	1. 繰入金	11,427
	1. 繰越金	20,000
17. 繰越金	1. 繰越金	20,000
	1. 延滞金加算金及過料	1,912
18. 諸収入	2. 村預金利子	3
	3. 貸付金元利収入	1,000
	4. 雑収入	1
	4. 雑収入	908
19. 村債	1. 村債	221,901
	1. 村債	221,901
歳入合計		1,436,435

歳出

款	項	金額
1. 議会費	1. 議会費	27,587千円
	1. 議会費	27,587
2. 総務費	1. 総務管理費	222,340
	2. 徴税費	176,395
	3. 戸籍住民基本台帳費	25,926
	4. 選挙費	12,924
	5. 統計調査費	4,029
	6. 監査委員費	2,223
6. 監査委員費	843	

款	項	金額
2. 地方譲与税	5. 航空機燃料譲与税	1千円
	1. 航空機燃料譲与税	33,856
3. 娯楽施設利用税交付金	1. 娯楽施設利用税交付金	33,856
	1. 娯楽施設利用税交付金	3,060
4. 自動車取得税交付金	1. 自動車取得税交付金	3,060
	1. 自動車取得税交付金	1
5. 軽油取引税交付金	1. 軽油取引税交付金	1
	1. 軽油取引税交付金	80
6. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80
	1. 国有提供施設等所在市町村調整交付金	24,181
7. 国有提供施設等所在市町村調整交付金	1. 国有提供施設等所在市町村調整交付金	24,181
	1. 地方交付税	251,333
8. 地方交付税	1. 地方交付税	251,333
	1. 交通安全対策特別交付金	1
9. 交通安全対策特別交付金	1. 交通安全対策特別交付金	1
	1. 交通安全対策特別交付金	2
10. 分担金及び交付金	1. 分担金	1
	2. 負担金	1
11. 使用料及び手数料	1. 使用料	9,471
	2. 手数料	7,708
12. 国庫支出金	1. 国庫負担金	1,763
	1. 国庫負担金	358,786
	2. 国庫補助金	245,705
13. 県支出金	3. 国庫委託金	110,816
	1. 県負担金	2,265
	2. 県補助金	51,514
14. 財産収入	3. 県委託金	9,440
	1. 県負担金	9,440
	2. 県補助金	40,788
14. 財産収入	3. 県委託金	1,286
14. 財産収入	1. 県負担金	344,087

款	項	金額
11. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	5,390千円
	2. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		72,822
	1. 公債費	72,822
13. 諸支出金		2
	1. 普通財産取得費	2
14. 予備費		28,066
	1. 予備費	28,066
歳出合計		1,436,435

第2表

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
校舎建築事業	24,600	証書借入	8.3%	償還期限25年以内(据置期間3年)半年賦元利均等償還
仲泊遺跡用地買収事業	196,900	証書借入	8.5%	償還期限8年 半年賦元金均等償還(財政の状況により繰上償還することができる)
災害援護貸付事業	400	証書借入	-	1年据置、10年元金償還 (貸付金の償還がある場合は、繰り上げ償還することができる。)
合計	221,900			

款	項	金額
3. 民生費		121,202千円
	1. 社会福祉費	34,873
	2. 児童福祉費	85,423
4. 衛生費	3. 災害救助費	906
		76,915
	1. 保健衛生費	17,558
5. 労働費	2. 清掃費	15,603
	3. 上水道事業費	43,754
		3
6. 農林水産業費	1. 失業対策費	3
		131,263
	1. 農業費	116,847
7. 商工費	2. 林業費	7,474
	3. 水産業費	6,942
		16,389
8. 土木費	1. 商工費	16,389
		102,085
	1. 土木管理費	8,295
9. 消防費	2. 道路橋梁費	91,422
	3. 河川費	2,368
		26,170
10. 教育費	1. 消防費	26,170
		606,198
	1. 教育総務費	20,862
	2. 小学校費	161,888
	3. 中学校費	140,775
	4. 幼稚園費	13,431
5. 社会教育費	237,055	
11. 災害復旧費	6. 保健体育費	32,187
		5,393

歳出

款	項	金額
1. 上水道費		200,827千円
	1. 水道管理費	10,378
	2. 建設事業費	190,449
2. 予備費		428
	1. 予備費	428
歳出合計		201,255

第2表 上水道事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国庫支出金	90,000千円	0	90,000千円	44.72%
2. 繰入金	43,754	0	43,754	21.74
3. 諸収入	1	0	1	0
4. 村債	67,500	0	67,500	33.54
合計	201,255	0	201,255	100

歳出

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				構成比
				特定財源			一般 財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
1. 上水道費	千円 200,827	千円 0	千円 200,827	千円 90,000	千円 67,500	千円 0	千円 43,327	% 99.79
2. 予備費	428	0	428				428	0.21
合計	201,255	0	201,255	90,000	67,500	0	43,755	100

第72号議案

昭和50年度恩納村上水道事業特別会計予算

昭和50年度恩納村上水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,255千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。 目的限度額、

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

(2) 各項に計上した旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、公有財産購入費並びに備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の間の流用。

(3) 地方自治法第218条第4項の弾力条項を適用することができる。

昭和50年3月 日提出

恩納村長 大城保晴

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 国庫支出金		90,000千円
	1. 国庫補助金	90,000
2. 繰入金		43,754
	1. 繰入金	43,754
3. 諸収入		1
	1. 雑収入	1
4. 村債		67,500
	1. 特別会計債	67,500
歳入合計		201,255

款	項	金額
3. 使用料及び手数料		15千円
	1. 手数料	15
4. 国庫支出金		57,284
	1. 国庫負担金	44,480
	2. 国庫補助金	12,804
5. 県支出金		1
	1. 県補助金	1
6. 繰入金		1
	1. 他会計繰入金	1
7. 繰越金		5,000
	1. 繰越金	5,000
8. 諸収入		269
	1. 延滞金及び過料	2
	2. 預金利子	264
	3. 雑収入	3
歳入合計		90,763

歳出

款	項	金額
1. 総務費		9,576千円
	1. 総務管理費	8,442
	2. 徴税費	643
	3. 運営協議会費	486
	4. 趣旨普及費	5
2. 保険給付費		77,091
	1. 療養諸費	71,516
	2. 高額療養費	1,800
	3. 助産諸費	3,280

第3表

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業資金	千円 67,500	証書借入	9.3%	据置期間を含めて30年以内に償還する
合計	67,500			

第73号議案

昭和50年度恩納村国民健康保険特別会計予算

昭和50年度恩納村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,763千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入最高限度額は10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、役務費及び備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の間の流用。

(3) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和50年3月 日提出

恩納村長 大城保晴

第1表

歳入歳出予算

款	項	金額
1. 国民健康保険税		28,191千円
	1. 国民健康保険税	28,191
2. 一部負担金		2
	1. 一部負担金	2

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			一般 財源	構成比
				特 定 財 源				
				国庫支出金	地方債	その他		
2.保険給付費	千円 77,091	千円 50,145	千円 26,946	千円 52,984	千円	千円 24,107	84.94%	
3.公債費	490	210	280			490	0.54	
4.諸支出金	601	1,650	△ 1,049			601	0.66	
5.予備費	3,005	2,500	505			3,005	3.31	
歳出合計	90,763	61,023	29,740	57,284		28,191	100	

村長の所信表明あいさつ

本日、三月定例議会を開き、昭和四九年度最終補正予算及び、昭和五〇年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、上水道特別会計予算並に、条例案その他の議案等の審議を煩わすにあたり、昭和五〇年度における村政の基本的な考え方とそれに伴う重要施策について所信を申し述べ議員各位のご批判と御協力をお願い申しあげ次第であります。

一、一般的事項について

昭和五〇年度の予算編成は、基本構想に基く年間の実施計画として現段階で見込みうる財源の範囲で経費の計上を行ない、収支の均衡を保持し、行政と経済の效果的運営ができるよう留意し、安易に前年度の予算を踏襲したりするようなことがないよう、又過年度の決算等を参考にす等細心の注意をもって作業を進めてまいりました。

ところが、吾が国の経済は昭和四八年末の石油危機以降物価の高騰、物資需給の逼迫を経験し前年度から引き続きとられた総需要抑制対策の効果が実体経済面に浸透するに伴ない物資需給は緩和し、物価も鎮静化の方向に向いつつあるとはいえまだ安定の域にいたらず、又沖縄県における経済動向は海洋博等の影響がまだ鎮静のきざしもない現況であり

- まげに、村においては文化財保護関係の新たな行政需要が発生する等昭和五〇年度の一般会計予算は当初から一四億円の台となつてまいりましたがこれの運営にあたっては地方自治の本旨に従って最大の効果が發揮できるような細心の努力をしなければならぬと存じます。では次に昭和五〇年度の重要施策について簡単に説明申し上げます。
- 二、事務的事項について
- ① 恩納村の村歌は昭和一五年か一六年頃に制定されたようであります。戦災のため記録がなく歌いつがれておりますが今年はその楽譜の再生を専門家に依頼し記録しておきたいと存じます。
 - ② 去った議会において議決されました村政功労者表彰条例に基き、戦前戦後を通じて恩納村の村政発展に尽力された方々に對する第一回の表彰事業を計画いたしました。
 - ③ 事務改善事業として、印鑑登録及び証明事務を合理化し、印鑑の盗用紛失等を防止または証明事務を簡単にする等のために必要な備品の整備を行ないたいと考えております。
 - ④ 村広報も昭和四九年度は隔月発行と紙面構成に重点をおいて計画しましたが村民各位のご協力とご指導のおかげでその目的を達成し得たものと考えております。

款	項	金額
2. 保険給付費	4. 葬祭諸費	495千円
3. 公債費		490
	1. 一般公債費	490
4. 諸支出金		601
	1. 償還金及び還付加算金	600
	2. 繰出金	1
5. 予備費		3,005
	1. 予備費	3,005
歳出合計		90,763

国民健康保険特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構成比
1. 国民健康保険税	28,191千円	23,720千円	4,471千円	31.06%
2. 一部負担金	2	2		0.00
3. 使用料及び手数料	15	53	△ 38	0.02
4. 国庫支出金	57,284	36,212	21,072	63.11
5. 県支出金	1	1		0.00
6. 繰入金	1	1		0.00
7. 繰越金	5,000	1,000	4,000	5.51
8. 諸収入	269	34	235	0.30
歳入合計	90,763	61,023	29,740	100

歳出

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			一般 財源	構成比
				特 定 財 源				
				国庫支出金	地方債	その他		
1. 総務部	千円 9,576	千円 6,518	千円 3,058	千円 4,300	千円	千円 2,283	千円 2,993	% 10.55

更に今年には紙面の構成、内容の充実を研究しながら毎月発行を計画しております。恩納村のおかれた地理的環境は公聴会や懇談会等を開催するのに不便な環境にありますことは議員のみならずご案内のとおりであります。これを克服して行政の姿を早く正しく村民にお知らせし、又村民の積極的な投稿をお願いすることに、より村民の声を行政に反映させる等広報のもつ役割は大きなものと考え月刊紙としての内容の充実に努力致したいと存じますので、議員各位並に村民の積極的なご協力と御指導を賜りたいと存じます。なお、昭和五〇年は年代としても意義深い年であり、昭和五〇年度の復帰を記念する行事中最大のものである沖繩国際海洋博覧会開催の年でもあり、このような国際的行事が沖繩で開かれるということは、あとにも先にもないものと考えられます。村の姿はどうかを後世に伝えるために昭和五〇年版の村勢要覧の編さん発行も計画致しました。

人化手続きも終り知事の認可をまっております。これが認可されましたら現在おかれております各種の相談員の御協力を得て杜協の充実に計っていく所存であります。又、山田保育所も完成致しましたので新年度開園を目標として保母その他の職員の採用と今後の内容充実にについて計画致しました。

② その他福祉事業としては、村一円の敬老会の開催、予防対策として、インフルエンザ、脳炎の予防接種並に婦人のガン検診等を奨励し、その費用に対し補助を与えることにしてありその他については従前どおりの施策を遂行する考えであります。

③ ゴミ処理については、一市三村の一部事務組合の計画が進展しないままとなっておりますので何等かの結論がでるまで暫定的に露天処理場をもう一個所計画しております。

④ 村民が文化的な生活を営み、地域社会が発展するために水は不可欠の要件であります。ところが本村における水道事業は水道法上多くの問題があり、地域的に水量の差があり又伝染病予防等の見地からも完全ではありません。そこで村民が等しく衛生的な水の供給ができるよう、村一円の上水道計画を進めてまいります。

たが今年度から政府の補助金の目途がつかまりましたので上水道特別会計を設け事業計画を致した次第であります。

四、産業の振興について

① 農林業については、海洋博後における帰農対策として、荒ぶ地解消事業、畜産資金借入金利息補助事業、国庫補助による農業構造改善事業等を計画、又水産係については水路の開さく(暫定)大型漁具やエンジンの購入補助を行なって振興を計ってまいりたいと考えております。

② 商工観光については、商工会の育成強化を計るとともに、村内観光地の清掃、緑化修景等を重点に計画しております。

五、公共工事について

農林土木事業として県の間接補助事業三件、村の単独事業として農道舗装二件、災害復旧間接補助事業二件、公共土木事業では道路改良工事国庫補助二件、単独事業で村道舗装二件、用悪水路改修三件を計画いたしました。

六、消防業務について

恩納村における集落も都市化の傾向にあり、また民宿や高層ホテルの数も増え消防業務は一層重要性をおびていきます。又現状における救急業務も毎日という程出動しておりこれが海洋博時には大変な業務になることが予想され現在のように一般職員の兼務の状況では到底その任務を全うすることができないものと

考え本年度において消防を常備する計画をいたしました。なお、消防業務については三村で一部事務組合の設立について合意が得られておりますのでその事務も併行していく考えであります。

七、教育関係について

学校関係については、おこなわれている校舎の整備を重点とし、仲泊小中学校の屋体及び校舎、恩納、安富祖校の不良校舎の改築を行なう予定であります。また、学習所(公民館)の補助事業として瀬良垣部落に予定しております。その他学習面では成人教育を推進するため現在の社会学級を増し成人学習の進展を計るとともに村民の体位向上と健康増進のため社会体育の強化を計っていきたくと存じます。

八、文化財保護について

昭和四九年四月頃の新聞に「恩納村仲泊貝塚古代生活の解明へ考古学会保存を強く訴える」の記事が出たことから一時は沖繩の各界の世論は仲泊貝塚に集中し、俄か観光地になったことはすでに御案内のとおりであります。そして國が遺跡として指定する旨の発表があり、ようやく落ち着いたものであります。その後九月二八日の沖繩タイムスの地方版に「秋風吹く仲泊貝塚」の記事があり、翌日の同紙社説でもこのことが取りあげられました。このように仲泊貝塚は恩納村の遺産としてその整備保護は急を要する問題でありますので今

年度で文化庁長官の土地先行取得承認を経て用地の取得を行い併せて将来の遺跡公園としての計画を樹立する考えであります。

以上簡単に重要施策並に所信を申し述べましたがなお細部については予算説明の中で担当課長に説明させていただきますのでよろしく御審議上議決下さいますようお願い申しあげましてあいさつを終わります。

昭和五〇年三月一日
恩納村長 大城 保 晴

役場人事

- 山田保育所設置に伴い新職員七人採用に一部配置替、四月一日づけで発令
- 採用と配置
 - 仲村町子(保母) 恩納保育所勤務
住所||字南恩納七三三二番地
 - 上間信子(保母) 恩納保育所勤務
住所||字恩納二四八二番地
 - 仲田あさ子(保母) 恩納保育所勤務
住所||字名嘉真一一〇番地
 - 伊波米子(保母) 山田保育所勤務
住所||字真栄田六二番地
 - 伊芸洋子(保母) 山田保育所勤務

- 当課長に説明させていただきますのでよろしく御審議上議決下さいますようお願い申しあげましてあいさつを終わります。

昭和五〇年三月一日
恩納村長 大城 保 晴

- 住所||字恩納二五三三番地
仲本恵子(保母) 山田保育所勤務
- 住所||字山田二〇番地
当山ふじ子(栄養士) 山田保育所勤務
- 住所||字恩納二三三〇番地
志喜屋敏子(給食婦) 山田保育所勤務
- ▲配置替
- 玉城幸子、上間明、金城澄江を恩納保育所から山田保育所へ、それぞれ発令された。
- 行政委員会人事
- 新教育委員長に大城初男委員(字恩納出身)を選任、なお、委員会では事務職の保健体育係を新採用、四月一日づけ発令。
- 石川哲夫(字南恩納七四二六番地)

昭和五〇年度の各字区長決る!!

三人が新任、十人が再選、二人が任期中!

各行政区字では、例によって、新年度の区

長選挙をそれぞれ行ないその結果、喜瀬武原、

瀬良垣、富着が新たな区長として選ばれているが、喜瀬武原と瀬良垣は、以前に区長を務めた経験の持ち主で、実の新顔は富着の区長のみである。

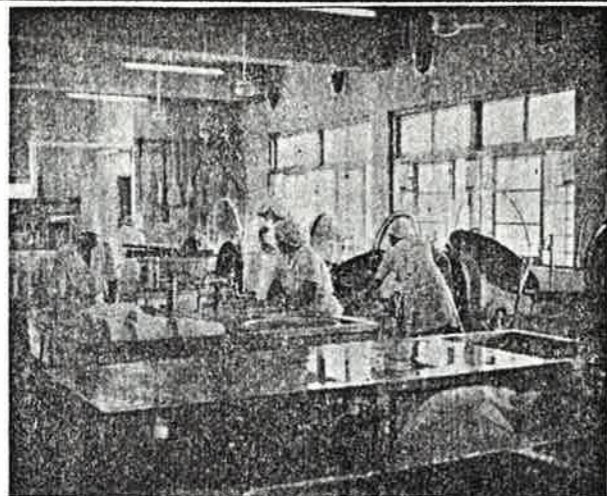
それに、字恩納と前兼久は、字の規約で区長の任期は二ヶ年と定められていて、五〇年度までその任期中で、他の行政区字は毎会計年度任期となつていきます。

各字の区長及び書記は次のとおり。

昭和50年度区長及び書記名

部落名	職名	氏名	住所	連絡先
名嘉真	区長	奥間政慎	恩納村字名嘉真236	6-8142
〃	書記	渡口春江	〃 〃 260	
喜瀬武原	区長	与儀清雄	〃 喜瀬武原513	6-8143
〃	書記	幸地米子	〃 〃 506	
安富祖	区長	当山忠松	〃 安富祖210	6-8118
〃	書記	当山君子	〃 〃 194	
瀬良垣	区長	当山安信	〃 瀬良垣493	6-8152
〃	書記	小山民子	〃 〃 491	
太田	区長	当真嗣源	〃 恩納344	6-8220
恩納	区長	津波古真幸	〃 〃 2505	6-8120
〃	書記	池原曄一	〃 〃 2464	
〃	書記	又吉勝枝	〃 〃 2618	
南恩納	区長	石川清三	〃 〃 7426	6-8168
〃	書記	与座あきみ	〃 〃 5282	
谷茶	区長	石川盛一	〃 谷茶128	6-8141
富着	区長	金城広正	〃 富着126	4-2234
前兼久	区長	松田清次	〃 前兼久47	4-2820
〃	書記	山城史子	〃 〃 70	
仲泊	区長	古波蔵清仁	〃 仲泊3	4-2124
〃	書記	長浜良子	〃 〃 97	
山田	区長	久場厚徳	〃 山田76	4-3217
〃	書記	比嘉ヨネ子	〃 〃 37	
真米田	区長	長浜豊昭	〃 真米田8	4-3594
〃	書記	長浜登喜美	〃 〃 10	
塩屋	区長	宮平安徳	〃 〃 1479	4-2335
〃	書記	比嘉理枝子	〃 〃 1505	
宇加地	区長	長浜真栄	〃 〃 3358	098976-8665
〃	書記	長浜夕ヶ	〃 〃 3338	

PTAの皆さんへ!!
給食費の値上げの協力方について



恩納村立学校給食センター

PTAの会員の皆様、新学期も始まり、諸先生方には大変忙しく、また、御父兄の方々にとっては、児童生徒の世話と学用品等の購入で、多額の出費を余儀無くされている時期でもあります。またここで、給食費の値上げについて御協力をお願いすることは大変心苦しく思うものであります。

去年は、年度途中から小学校で四〇〇円(

三三%)、中学校で六〇〇円(四三%)の値上げをいたし大変御迷惑をおかけいたしました。ところで、四月十日の給食センター運営委員会において、今年度は小学校千六百円を千八百円に、中学校で二千円を二千二百円にそれぞれ十二・五%の値上げをすることに決定いたしました。去年と違うところは、今年の二〇〇円ずつの値上げのうちには、パンの包装代一コ当り三円で一ヶ月六〇円が含まれ実際の給食費は、百四〇円の値上げということになります。

また幼稚園児のミルク代金は、二四八円から二五〇円にして、月に一ないし二回位、おかしをつけてあげたいと思います。

ちなみに、去年県が示した給食費は、四十九年度で小学校千八百円、中学校で二千三百円であり、今年それぞれ十六%の値上げを予定しているようですが、本村においては、県が示す額にも達しない状況になることを認識していただきたいと思ひます。

今後は、食事の改善と衛生面で教育委員会で指導していく所存でございますので、今回の給食費の改定について、御父兄のよき御理

役所のことで
相談・苦情は?

日時：五月二十二日(木) 午前十時～午後四時迄
場所：村役場ホール

- △役所(国・県・村)の仕事で……こんな人はいませんか。
- ……してもらいたい
- どうしても納得できない
- どうしてよいかわからない
- テキパキやってもらえない
- 不親切にされた

相談・苦情のある方は、どうぞ気軽にご利用下さい。

年金・保険・遺家族援護・登記・道路・河川・交通・農地・郵便・公害・電話・その他

行政管理局沖繩行政監察事務所
主権行政相談委員(津嘉山朝信)
一 恩納村役場

恩納村教育委員会

春の清掃月間運動

クリーンおきなわ、あなたが主役

一、趣 旨

近年の地域開発、高度経済成長、並びに県民の生活水準の向上等を反映して、事業活動や日常生活から排出される廃棄物は、量質ともに多様方を示しております。村民が清潔で明るい生活を営み、待望の沖繩国際海洋博覧会を成功させるためには、県民の日常生活を通じて家庭、地域社会、観光施設等の生活環境を清潔で健康的なものにし、県民生活の向上を図る必要があります。

生活環境の改善は、県、市町村当局の積極的な推進が中心となりますが、その実践にあたっては、村民の正しい理解と積極的な協力があって初めて実効を挙げることが出来るものでありますから、地域の美化、或いは生活環境の浄化を図ることを運動目標とする地域の各種団体を結集して組織的活動を総合的に推進し、活発な美化清掃運動を展開するものである。

二、期 間

昭和五〇年四月十七日から五月十六日

三、運動の内容

- (1) 「模範清掃の日」の設定
期間中に一日「模範清掃の日」を決めて公共施設の清掃を行ない、環境衛生思想の高揚を図るものとする。
- (2) 清掃の徹底
大掃除を実施して家の内外の清掃の徹底、地域社会全体の清掃、公園観光地、行楽地、路上その他多人数が集合する場所の清掃を行なう。

とくに、不良広告物を除去し、清潔の

懸賞募集

昭和五十年国勢調査のポスター及び標語の懸賞募集について

本年十月一日には第十二回目の国勢調査が行なわれます。

総理府統計局においては、国勢調査に対する国民の注意をよびおこし、その協力を得るため、国勢調査の広報に用いるポスター及び標語を次の要綱により広く一般より募集しておりますので、多数が応募されますようお知らせ致します。

本年十月一日に行われる国勢調査に対する

保持にとめる。

- (3) 公衆道徳高揚運動の展開
紙くず、空缶、たばこの吸がらはごみ容器、吸いながら入れに正しく捨てるよう呼びかけるなどの運動を展開する。
また、河川、海浜、山岳地域及び行楽地等には、ごみ容器を設置させ、弁当、包装紙、空缶、空びん等を投げ捨てないよう呼びかける。
- (4) 衛生害虫およびねずみ駆除の徹底発生
源の除去として、日頃、私たちが清掃に手や眼のどこかない場所や施設の清掃を行ない、必要に応じて薬剤（駆除薬品）を散布する。

国民の注意喚起し、その協力を得るため、国勢調査のポスター及び国勢調査の意義・目的を簡明にあらわす標語を募集する。

(応募要領)

- 一、ポスター
ポスターの図案は、一般（高校生を含む）の部、中学生の部、小学生の部に分け、次により募集する。
- (1) 大きさ A2判（四二〇mm×五九四mm）又は、B2判（五一五mm×七二八mm）
- (2) 図案に用いる色の種類自由
- (3) 図案にもりこむ文字「国勢調査」、「昭和五〇年」、「十月一日」及び「総理府統計局」
- (4) 応募方法 総理府統計局に郵送あるいは持参による。
- (5) しめきり 昭和五〇年五月二十六日（月）（当日の消印のあるものは有効とする。）
- (6) 発 表 昭和五〇年六月二五日付官報に発表するとともに入選者に通知する。
- (7) 著作権 入選作品の著作権は、総理府統計局に帰属する。
- (8) 応募作品は返却しない。

二、標 語

- (1) 応募方法 官製はがき一枚に一点の応募作品を記載し、総理府統計局に郵送す

る。

- (2) しめきり 昭和五〇年五月二十六日（月）（当日の消印のあるものは有効とする。）
 - (3) 発 表 昭和五〇年六月二五日付官報に発表するとともに入選者に通知する。
 - (4) 著作権 入選作品の著作権は、総理府統計局に帰属する。
- （賞金及び賞品）
入選作品の点数並びに賞金及び賞品は次のとおりとする。

一、ポスター	特選（総務長官賞）	一名	二五万円
	入選 一席	一名	一〇万円
	副賞	二名	二万円
	入選 二席	二名	五万円
	副賞	五名	一〇万円
中学生の部	特選（総務長官賞）	一名	一〇万円
	入選 一席	一名	五万円
	副賞	二名	一〇万円
小学生の部	特選（総務長官賞）	一名	五万円
	入選 一席	一名	二万円
	副賞	二名	一〇万円

小学生の部

特選（総務長官賞）	一名	顕微鏡
入選 一席	一名	二名
副賞	二名	トランジスタラジオ
入選 二席	二名	一〇名
副賞	五名	アルバム
佳作	多数	多数
副賞	多数	記念品

二、標 語

入選三名、賞金各一万円。佳作多数、記念品。同一作品が多数ある場合は、抽選により決定する。

（審査）
応募作品の審査は、第一次及び第二次の二段階により行う。
第一次審査は、昭和五〇年国勢調査実施本部広報班（総理府統計局職員）が行い応募作品のうちから優秀なものを予備選考する。
第二次審査は次の審査委員により、第一次審査において予備選考されたものの中から入選及び佳作作品を決定する。

一、ポスター図案の審査委員

- (1) 昭和五〇年国勢調査実施本部長が指名する者
- (2) ポスターデザイン専門家二名

二、標語の審査委員 昭和五〇年国勢調査実施本部長が指名する者。



時の窓

社会保障とは

社会保障という言葉が初めて登場したのは一九三五年（昭和一〇年）のことで、世界恐慌の際にとられたニューディール政策の一つとして、アメリカにおいて社会保障法が制定されたのが始まりです。

この時期以前にヨーロッパでは、すでに社会保険が誕生していました。アメリカで社会保険という言葉が生まれたのは、この従来の社会保険という方法に、さらに即効的な措置をつけ加えるという考え方があったからだといわれています。すなわち、アメリカの社会保険法は、社会保険の性格をもった制度と、社会扶助といわれる制度とを合わせて採用したものです。

一九三五年のアメリカの社会保障法の内容は、
(1) 老齢保険
(2) 失業保険
(3) 公的扶助および社会福祉
の三本建てになっています。なお、ここでは

医療保険が欠けていることにお気づきになった方が多いことでしょう。

社会保障という言葉は、その後ニュージーランドの法律でも用いられ、一九四一年（昭和一六年）の大西洋憲章で使われるにいたって、世界的に知られるようになりました。今日では、一般に社会保障という場合には、

- (1) 社会保険
 - ① 医療保険
 - ② 年金保険
 - ③ 業務災害補償
 - ④ 失業保険
- (2) 公的扶助
- (3) 公衆衛生
- (4) 社会福祉
- (5) 児童手当

の諸制度を指すのが一般的です。もちろん、制度の組立て方は、国によって違いがあり、わが国では医療保険によって果たされている医療費の保障が、イギリスでは公衆保健サー

ビスの一環に組み込まれているといった具合です。これを制度の対象として整理してみますと、大まかにいって、

- (1) 老令、廃疾、死亡
- (2) 疾病、出産
- (3) 業務災害
- (4) 失業
- (5) 児童手当
- (6) 保険
- (7) 公的扶助

などに分類することができます。

ところで、社会保障の先進国といえば、パリッジ報告などで有名なイギリスや、北欧の福祉国家といわれるスウェーデン、児童手当の国フランス、社会保険発生の国西ドイツなどですが、わが国は、世界の国々と比べて社会保障制度は遅れているといわれています。



(11) 太田部落にはちぢりば
万座ビーチできやびて
花ぬみやくぬ喜原

(12) 太田部落と瀬良垣や
もとや
一ちぬ字やたん今や別りて
二ヶ部落

(13) 安富祖部落にはちぢりば
田ん畑ん豊やて
作る物作い万作や

(14) 山ぬ中にや喜仙原
村のいちちはて字名嘉真
(エイイ)山地かいはつうみはまで
働くウーデにや
金がなる

恩納新口説

作詞

大城 堅 繁
字瀬良垣四七六番地



えんぴつ

(1) 読谷さかいぬ字宇加地 塩屋と
真栄田や一部落 なまや別りて
三ヶ字

(2) 山田部落にはちぢりば 久良波
山田ぬ美らぬる小 歌に名残りや
字山田

(3) うりから歩ゆみば仲泊東と
西とぬ道廣く 人のかいわし
字さかい

(4) 北に歩みば前兼久 今や昔と
うちかわて 月の浜にや
ムーンビーチ

(5) 山にあがたる字富着今や
部落ん下らりて姿かわたる
字富着

(6) 谷茶部落にはちぢりば谷茶
前又浜スルン小なんぢましく
歌わりて

(7) しばしやすどて 前みりば
山ぬしがたん うちかわて
まくといくさぬしるしさみ

(8) 南恩納と北恩納 もとや一ちぬ
字やたん今や別れて
二ヶ部落

(9) 村の所在地字恩納 局や役場ん
立ちならび見れば見るほど
町つくて

(10) けしち豊ぬ万座毛
歌ぬ名残ぬ恩納ナベ
世々のあるへださたさりて